## 附 則

## (施行期日)

1 この 府 令は、 道 路交通 法  $\mathcal{O}$ 部 を改 正 す る法律附 則 第 条第二号に掲げる規 沈定の施. 行  $\mathcal{O}$ 日 <del>(</del>令 和 元年十

二月一日)から施行する。

(大型自動二輪車等に関する経過措

置

2 この府 令の 施 行  $\mathcal{O}$ 際現 (C 普 通 自 動二 輪 車 · 免 許 ( 以 下 「普通」 二輪免許」 という。 を受けてお ŋ, か つ、

定 格 出 力が二〇 0 丰 口 ワ ツ 1 を超える 原 動 機 を有する大型自 動 二輪 車 ( 以 下 「電 動 大型自 動 三輪 車

とい . う。  $\mathcal{O}$ 運 転 に · 従事 L てい る者 <u>こ</u>の: 府 令  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 以 下 施 行 日 という。 前 に 電 動 大型 自 動

輪 車  $\mathcal{O}$ 運 転 に 従 事 7 1 た者で、 こ の 府 令  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 に 当 該 免 許  $\mathcal{O}$ 効 力 を停 止 さ れ 7 1 る た  $\Diamond$ 電 動 大

型

自

動

輪

車

 $\mathcal{O}$ 

運

転

に

従

事することができな

1

ŧ

のを含む。

以 下

同

r.

に

係

る当該

免

許

に

0

7

7

は

施

行 日 カン 5 起算し て 年 を経過する日 (その 日 以前 に 大型自 動 二輪 車 免許 ( 以 下 「大型二輪 免 許 う。

を受けた者 附 則 第 兀 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる大型二輪 免 許 を受け た者を含む。) に ついて は、 そ  $\mathcal{O}$ 運 転 免 許

受けた日) まで  $\mathcal{O}$ 間 は、 電 動 3大型自 動二 輪 車  $\mathcal{O}$ 運 転 に 従事する場合に限り、 大型二 輪 免許とみなす。

都道 府 県公安委員会 (以下「公安委員会」という。) は、この 府令の 施行 の際現に普通二輪 免許を受け

3

て お り、 か つ、 電 動 大型· 自 動二 輪 車  $\mathcal{O}$ 運 転 に 従事 してい . る者 に対 しては、 施 行 日 から起算 して 年 ーを 経 過

する日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 は この 府 令 に ょ る 改 正 後  $\mathcal{O}$ 道 路 交通 法 施 行 規 鴚 ( 以 下 新 府 令 という。 第二十 兀 条

第六 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず、 道 路 交 通 法 ( 以 下 「法」 という。 第 九 + 七 条 第 項 第二号に掲 げ る事 項 E

*(* ) て行う 運転 免 許試 験 に お 7 て電 動 歌大型自: 動 二輪車 を使用して大型二輪免許  $\mathcal{O}$ 運 転 免 許試験 を行うこと

ができる。

4 公安委員会は、 前項  $\mathcal{O}$ 規定による 運転免 許試験 に合格した者に対し大型二輪 免許を与えるときは、 その

者 が 運 転 することができる大型 自 動二 輪 車  $\mathcal{O}$ 種 類 を 電 動 大型 自 動二 輪 車 に 限 定 L な け れ ば なら な

5 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ る 限 定 は、 法  $\mathcal{O}$ 規 定 (罰 則 を含 む。  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 1 7 は、 法 第 九 + <del>--</del> 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る限

定とみなす。

6 この 府 令の 施 行 の際現に普 通二輪免許を受けており、 カュ つ、 電 動大型自動二輪車  $\mathcal{O}$ 運 転 に従 事 して 7 る

者で、 法第: 八十 八 条第 項 第 号及び: 第九十六条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定により り大型二輪 免許を与えないこととされ

及び大型二輪 免許  $\mathcal{O}$ 運 転 免 許 試験を受けることができないこととされているものは、 これら  $\mathcal{O}$ 規定 に カン

か わ らず、 附則: 第三項の規定による大型二輪 免許 の運 転 免許試験を受け、 カン つ、 附則 第四 項 0 規 定による

限定が付された大型二輪免許を受けることができる。

7 附 則 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 大 八型二輪 免 許  $\mathcal{O}$ 運 転 免 許 試 験を受け ようとする者 は、 この 府 令  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現に

電 動 大型 自 動 輪 車  $\mathcal{O}$ 運 転 に 従 事 L 7 1 る 者 に 該当す る者 で あることを 証 明 す る書 類 を 新 府 令 別 記 様 式 第

十 二 <u>ー</u>の 運 転 免許 申 - 請書 に 添 付 L な け れ ば なら な

8 この 府 令の 施 行  $\mathcal{O}$ 際現 (C 法 第 九 + 条  $\mathcal{O}$ 規定に ょ ŋ 運 転 免 許に付されている条件のうち、 運 転 すること

が できる大型自 動 三輪 車 及び 普 通 自 動 二輪 車 · を オ ] 1 7 チ ツ ク  $\vdash$ ラン スミッ シ 日 ン そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ クラ ツ チ 0

操 作 を要 L な 7 機 構 〇 以 下  $\neg$ A Τ 機 構 とい う。 が とら ħ 7 お ŋ クラ ツ チ  $\mathcal{O}$ 操 作 装 置 を有 L な 1 大 型 白

動 輪 重 総 排 気 量  $\bigcirc$ 六 五.  $\bigcirc$ IJ ツ 1 ル 以 下  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 及 び 普 通 自 動 輪 車 に 限 ることとす Ź ŧ

は 運 転 す ることができる大型自 動 輪 車 及 び 普 通 自 動 輪 車 を Α Т 機 構 が とら れ お り クラ ツ チ  $\mathcal{O}$ 操作

装置 を有 L な 1 大型自 動 二輪 車 及び 普 通 自 動 三輪 車 に 限ることとするものとみ っなす。

9 当 分  $\mathcal{O}$ 間 新 府 令第二十 匹 [条第六] 項 0 表 大型二輪 免 許  $\mathcal{O}$ 項 中 「大型自 動 二輪 車 لح あ るの は、 「大型自

動 輪 車 運 転 することができる大型自 動 一輪車 及び )普通, 自 動 輪 車 をオ } 7 チ ツ ク  $\vdash$ ランスミッシ

日 ンその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの 操作装置を有しない大型自動 三輪

車 及 CK 普 通 自 動 輪 車 に 限る大型二輪免許に あ つては、 総排 (気量) 六〇〇リットル 以上の もの)」とす

る。

10  $\mathcal{O}$ 府 令  $\mathcal{O}$ 施 行 前 に L た違 反行: 為 に付い す る点数 に つ 7) ては、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に 、 よる。

11 この 府 令  $\mathcal{O}$ 施 行 前 に L た行為 に対する罰 則  $\mathcal{O}$ 適 用 に つい 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。

12 この 府 令の 施 行 前に L た行為に対する反則行為  $\mathcal{O}$ 取 扱 ٧ì に 関して は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に による。

(様式に関する経過措置)

13 運 転 免 許 証 再 交付 申 請 書 及 び 運 転 経 歴 証 明 書  $\mathcal{O}$ 様 式 につい て は、 新 府 令 別 記 様式第十七 及び 別 記様式 第

十九 の 三  $\mathcal{O}$ <del>+</del>の 様 式 に カン か わ らず、 当 分  $\mathcal{O}$ 間、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 によることができる。